平成三十二年東京オリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十年政令第二百五十六号）	第六条第一項
九　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣されている職員	第五条第一項
九　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員	第四条第一項
九　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣されている職員 十　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員	第三条第一項
九　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員 十　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員	第二条第一項

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（令和元年五月二十三日）から施行する。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

2　厚生年金保険法施行令の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項に次の一号を加える。

七　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会

第四条の二第二項に次の一号を加える。

八　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十五条第七項（同法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者　同法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会及び国

第四条の二第三項に次の一号を加える。

八　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会

第四条の二第四項に次の一号を加える。

九　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十五条第七項に規定する派遣職員である第三号厚生年金被保険者　同法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会及び国

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
経済産業大臣　世耕　弘成
防衛大臣　岩屋　毅

省　令

○総務省令第六号

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十五日

総務大臣　石田　真敏

住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する省令

（住民基本台帳法施行規則の一部改正）

第一条　住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項）	（都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項）
第十一条　令第三十条の五第一号に規定する総務省令で定める記載の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。	**第十一条**　令第三十条の五第一号に規定する総務省令で定める記載の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一　法第二十二条の規定による届出（次号に掲げる届出を除く。）に基づき住民票の記載を行った場合　国内転入	一　法第二十二条、第三十条の四十六及び第三十条の四十七の規定による届出に基づき住民票の記載を行った場合　転入等
二　法第二十二条の規定による届出（国外から転入をする旨の届出に限る。）並びに第三十条の四十六及び第三十条の四十七の規定による届出に基づき住民票の記載を行った場合　国外転入等	［新設］
三　［略］	二　［同上］
四　令第八条の二第一項の規定により住民票の記載を行った場合　職権記載等（帰化等）	［新設］
五　令第八条の二第二項の規定により住民票の記載を行った場合　職権記載等（国籍喪失）	［新設］
六　前各号に掲げる場合以外の場合　職権記載等	三　前二号に掲げる場合以外の場合　職権記載等